

居宅介護支援事業所アルカディア仙台敬寿園重要事項説明書

1 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的	居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、介護支援専門員が、要介護状態、要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援及び介護予防支援を提供する。
(2) 運営方針	①当事業所は、利用者が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活を支援する。 ②当事業所は、利用者の心身の状況並びに環境等に応じ、利用者の選択に基づき、多種多様な事業者から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが受けられるよう支援する。 ③当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう、公正中立な支援を行う。 ④当事業所は、仙台市をはじめとする近隣各市町村、地域包括支援センター、他指定居宅介護支援事業所、他指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を図りながら効率的な連携に努める。

2 職員の職種・員数及び職務内容

(1) 職員の 職種・員数	職 種	常 勤		非 常 勤		員数合計
		専従	兼務	専従	兼務	
	管理者		1 名			1 名
	介護支援専門員		1 名		1 名	2 名
	合計					2 名
(2) 職務内容	管理者	① 事業所の管理運営 ② 介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整				
	介護支援専門員	① 利用者が抱える課題を分析し、利用者の意向に添った居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という）の作成。 ② 居宅サービス計画等に従ったサービスが提供できるよう事業者等と調整する。 ③ サービス提供の実績を管理し、その結				

		果を給付管理票として国保連に提出。
--	--	-------------------

3 営業日及び営業時間・実施地域

営業日	月～金（休日：土曜日、日曜日・12月29日～1月3日）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
通常実施地域	仙台市

4 居宅介護支援及び介護予防支援の事業内容及び利用料

事業内容	・相談業務（相談場所：利用者宅、居宅介護支援事業所内等） ・課題分析（分析方法：宮城県版 アセスメントのための情報収集シート ケアプラン策定のための課題検討用紙 又は 全国版 介護予防サービス支援計画表） （分析場所：利用者宅等） ・居宅サービス計画、介護予防サービス支援計画の作成 ・サービス担当者会議（開催場所：利用者宅等） 但し、末期悪性腫瘍の利用者で、主治医の助言がある場合、この限りではない ・サービス実施状況の把握（月 1 回（介護予防支援にあたっては 3 ヶ月に 1 回）利用者宅への訪問） ※テレビ電話やその他の情報通信機器を活用し以下の項目に該当した場合、2 ヶ月に 1 回（介護予防支援にあたっては 6 ヶ月に 1 回）の訪問になります。 1.利用者様より同意を得る事。 2.サービス担当者会議などにおいて、次に掲げる事項について主治医、担当者その他関係者の合意を得ている事 ・利用者様の状態が安定している事。 ・利用者様がテレビ電話装置などを介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む) ・テレビ電話装置などを活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集する事。 ・居宅サービスの給付管理票の作成 ・保険者、保健医療サービス機関及び福祉サービス機関との連絡調整 ・要介護認定の申請（更新・変更）						
利 用 料	利用料は、1 ヶ月単位で介護保険より直接当事業所へ給付されますので、自己負担はありません。 【居宅介護支援】 居宅介護支援費（Ⅰ） <table><tr><td>要介護 1・2</td><td>1,086 単位（月）×10.42 円</td><td>11,316 円</td></tr><tr><td>要介護 3・4・5</td><td>1,411 単位（月）×10.42 円</td><td>14,702 円</td></tr></table>	要介護 1・2	1,086 単位（月）×10.42 円	11,316 円	要介護 3・4・5	1,411 単位（月）×10.42 円	14,702 円
要介護 1・2	1,086 単位（月）×10.42 円	11,316 円					
要介護 3・4・5	1,411 単位（月）×10.42 円	14,702 円					

	加算内容			
	初回加算	300 単位	×10.42 円	3,126 円
	○ 新規及び要支援から要介護へ移行した場合の計画策定時			
	○ 要介護状態区分 2 段階以上変更時の計画策定時			
	入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250 単位	×10.42 円	2,605 円
	(Ⅱ)	200 単位	×10.42 円	2,084 円
	○ 病院・診療所に入院の時、利用者に関する情報を提供した場合			
	退院・退所加算			
	(Ⅰイ)	450 単位	×10.42 円	4,689 円
	(Ⅰロ)	600 単位	×10.42 円	6,252 円
	(Ⅱイ)	600 単位	×10.42 円	6,252 円
	(Ⅱロ)	750 単位	×10.42 円	7,815 円
	(Ⅲ)	900 単位	×10.42 円	9,000 円
	○ 退院又は退所にあたって、病院等の職員と面談し情報提供を求める。 又は、その他の連携を行った場合			
	通院時情報連携加算	1 月につき 50 単位	×10.42 円	521 円
	○ 利用者が医師や歯科医師の診察を受ける際に同席し、利用者の心身の 状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師や歯科医師から利用 者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録し た場合			
	緊急時等居宅カンファレンス加算			
		200 単位	×10.42 円	2,084 円
	○ 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用 者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービ ス等の利用調整を行った場合			
	ターミナルケアマネジメント加算			
		400 単位	×10.42 円	4,168 円
	○ 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する 当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡 日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、 当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計 画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合			
	介護職員等処遇改善加算			
	○ 介護報酬単位に 2.1%加算			

	【介護予防支援】			
	介護予防支援費（Ⅱ）	472 単位	×10.42 円	4,918 円
	加算内容			
	初回加算	300 単位	×10.42 円	3,126 円
	○ 新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った際			
	介護職員等処遇改善加算			
	○介護報酬単位に 2.1%加算			

5 高齢者虐待防止について

- 事業者は、委員会の開催や指針の整備、定期的な研修の実施、担当者を配置して、利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、人権意識の向上や技術の向上に努めます。

6 身体的拘束等の適正化

- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7 感染症対策について

- 感染症の発生及びまん延等に関する対策として、指針の整備、研修・訓練の実施等を行うものとする。

8 業務継続に向けた取り組みについて

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように、計画等の策定、訓練の実施をおこなっていきます。

9 秘密保持について

- 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、正当な理由なく、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

10 事故発生時の対応

- 事業者は、利用者に対する居宅介護支援及び介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 事業者は、利用者に対する居宅介護支援及び介護予防支援の提供に伴って、自己の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場

合は、利用者に対して損害を賠償します。

1.1 入院時の支援について

- 事業者は、利用者が入院した際、入院先の医療機関等に担当介護支援専門員氏名等を提供するよう依頼します。

1.2 医療機関への伝達事項について

- 事業者は、サービス提供事業所及び介護支援専門員が把握した、利用者の口腔に関する問題や服薬状況等を主治医や薬剤師に情報提供します。

1.3 公正中立の確保

- 事業者は、利用者から委託された業務を行うに当たっては、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏すること及び利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことのないよう、公正中立を行います。
- 事業者は、利用者よりケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められた際は説明を行います。
- 事業所は以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表において公表するものとします。
 - (1) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - (2) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

1.4 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

相談窓口	名 称	居宅介護支援事業所アルカディア仙台敬寿園
	所 在 地	〒980-0871 仙台市青葉区八幡6丁目9-15
	電 話	022-718-3881
	営 業 日	月～金（休日：土日祝祭日・12月29日～1月3日）
	営業時間	平日 午前8時30分～午後5時30分
	担 当 者	管理者 今井 祐太
苦情窓口	名 称	社会福祉法人 敬寿会 アルカディア仙台敬寿園
	所 在 地	〒980-0871 仙台市青葉区八幡6丁目9-15
	電 話	022-718-3881
	営 業 日	月～金（休日：土日祝祭日・12月29日～1月3日）
	営業時間	平日 午前8時30分～午後5時30分
	担 当 者	統括管理者 今井 祐太

1 5 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 (有 ・ 無)

1 6 行政機関その他苦情受付機関

青葉区役所	所在地	仙台市青葉区上杉 1 丁目 5 - 1
介護保険課 介護保険係	電話番号	0 2 2 - 2 2 5 - 7 2 1 1
宮城野区役所	所在地	仙台市宮城野区五輪 2 丁目 1 2 - 3 5
介護保険課 介護保険係	電話番号	0 2 2 - 2 9 1 - 2 1 1 1
若林区役所	所在地	仙台市若林区保春院前丁 3 - 1
介護保険課 介護保険係	電話番号	0 2 2 - 2 8 2 - 1 1 1 1
太白区役所	所在地	仙台市太白区長町南 3 丁目 1 - 1 5
介護保険課 介護保険係	電話番号	0 2 2 - 2 4 7 - 1 1 1 1
泉区役所	所在地	仙台市泉区泉中央 2 丁目 1 - 1
介護保険課 介護保険係	電話番号	0 2 2 - 3 7 2 - 3 1 1 1
宮城総合支所	所在地	仙台市青葉区下愛子字観音堂 5
保健福祉課高齢者支援係	電話番号	0 2 2 - 3 9 2 - 2 1 1 1
秋保総合支所	所在地	仙台市太白区秋保町長袋字大原 4 5 - 1
保健福祉課 福祉係	電話番号	0 2 2 - 3 9 9 - 2 1 1 1
仙台市役所介護事業支援課	所在地	仙台市青葉区国分町 3 - 7 - 1
ケアマネジメント指導係	電話番号	0 2 2 - 2 1 4 - 8 6 2 6
宮城県国民健康保険課	所在地	仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 - 3
団体連合会	電話番号	0 2 2 - 2 2 2 - 7 7 0 0
宮城県社会福祉協議会	所在地	仙台市青葉区本町 3 丁目 7 - 4
運営適正化委員会	電話番号	0 2 2 - 7 1 6 - 9 6 7 4

1 7 経営法人

名 称	社会福祉法人 敬寿会
代 表 者	理事長 金澤 壽香
所 在 地	〒990-0033 山形市諏訪町 2 丁目 1 番 2 5 号
電 話	0 2 3 - 6 6 4 - 2 1 4 1
F A X	0 2 3 - 6 6 4 - 2 2 1 5

令和 年 月 日

居宅介護支援及び介護予防支援の開始に当たり、利用者に対して本書面に基づき、重要事項を説明し、交付いたします。

事業者	所在地	〒980-0871 仙台市青葉区八幡6丁目9-15
	名称	居宅介護支援事業所アルカディア仙台敬寿園
	説明者	今井 祐太 (印)

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援及び介護予防支援についての重要事項の説明を受け、同意するとともに、本書面を受領しました。

利用者	住所	〒 ー
	氏名	(印)
代理人	住所	〒 ー
	氏名	(印)